道路交通法違反被疑事件

被疑者　〇〇〇〇〇

勾留決定に対する準抗告申立書

令和〇年〇月〇日

福岡地方裁判所　御中

弁護人　　福岡　九州男

TEL　　 〇-〇-〇

　　　緊急時　〇-〇-〇

申　　立　　の　　趣　　旨

1　上記被疑者に対して令和〇年〇月〇日に福岡地方裁判所裁判官（〇）がなした勾留決定を取消す

2　検察官の勾留請求を却下する

との決定を求める。

申　　立　　の　　理　　由

第１　被疑事実の概要

　　本件被疑事実は、被疑者が、酒気を帯びた状態でバイクを運転したという道交法違反（酒気帯び運転）及びバイクの運転動作を誤り歩行者を負傷させたという過失運転致傷の事案である。

　　本件においては、刑事訴訟法60条各号の勾留の理由はなく、かつ勾留の必要性もない。そして本件において、被疑者は少年であるが、検察官が勾留請求をする「やむを得ない場合」(少年法43条3項)には該当しないし、裁判官が少年に対して勾留状を発布すべき「やむを得ない場合」（少年法48条1項）にも該当しない。

にもかかわらず、これらの要件を充足しているとして被疑者を勾留した原決定は違法であるから、速やかに取り消されるべきものである。

第2　勾留の理由

　1　法律解釈

　　被疑者が「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」については、単に抽象的な可能性を検討するのではなく、事件の証拠構造を踏まえ想定される証拠の性質ごとに、現に隠滅が可能かどうか、仮に可能であるとして被疑者が隠滅に及ぶ動機や蓋然性が認められるか、どれほどの実効性があるかを個別具体的に検討し、その上でなお、被疑者が罪証隠滅行為に及ぶと疑うべき抽象的な蓋然性が認められるかを検討する必要がある。

しばしば、保釈の場合は「具体的おそれ」が必要であり、勾留の場合は「抽象的おそれ」で足りるとの言葉が独り歩きするが、注意を要するのは、机上の論理として抽象的に可能性があるかを論じれば足りるというものではないことである。そのような解釈を取ることが許されると言うことになれば、現実的な可能性がないような罪証隠滅行為まで全て、抽象的には可能性があるという帰結になりかねない。

したがって、個々の事案に即して、抽象的ではあるものの、罪証隠滅行為に及ぶと疑うに足りる蓋然性、現実的見込みが認められるかを慎重に検討しなければならない。言うまでもなく、抽象的に想定される罪証隠滅行為が、実効性に乏しいとか、行為動機に乏しいとなれば、その場合、抽象的蓋然性や現実的見込みには欠け、勾留は認められないのである。

勾留裁判及びこれに先立つ勾留請求、また勾留決定に対する準抗告審においては、このように個々の事案を丁寧に検討し、２号事由、３号事由が現実的な問題として疑われるのかを吟味する姿勢が不可欠であり、これなくしては、過剰な人身の自由への侵害が横行することになる。

客観的な捜査が進展していれば、そもそも重大事案でない本件において被疑者を勾留してまで取り調べる必要性は乏しいはずであり、取調べ目的以外に理由が認められない勾留請求に対しては、裁判所は厳格な態度で臨むべきものである。

近時の最高裁決定（最決平成26.11.17裁判集刑 315号183頁、最決平成27.10.22裁判集刑 318号11頁）も、勾留要件の判断については慎重な姿勢を見せているところであり、本件においても各決定に照らして勾留の理由及び必要性はいずれも否定されるべきものである。

2　証拠構造

本件は、酒気帯び運転及び過失運転致傷の事案であり、被疑者が歩行者と事故を起こしたことによって発覚し、そのまま現行犯逮捕されたものである。被疑者は、自宅で飲酒した後、〇〇〇付近で友人と合流し、その後バイクを運転して帰宅する途中、本件に至ったものである。

従って、罪体に関しては、酒気の測定キット及び判定カード、被疑者運転車両の登録事項証明書、110番受電に関する捜査報告書、現場の実況見分調書、車両の写真撮影報告書、現場付近の防犯カメラ映像、診断書、歩行者の供述、友人の供述、被疑者の供述などが中心的な証拠になるものと考えられる。

　3　罪証隠滅の現実的可能性

　　　本件では、酒気の測定キット及び判定カード、被疑者運転車両の登録事項証明書、110番受電に関する捜査報告書、現場の実況見分調書、車両の写真撮影報告書、現場付近の防犯カメラ映像、診断書などの客観的証拠については、すでに捜査機関において証拠保全が完了しているものと思われ、これらについて罪証隠滅することは現実的に困難である。また、直前まで飲酒していた友人などに働きかけたところで、酒気の検査キットという客観証拠がある限り、罪体に関して証拠隠滅を行うということは考えがたいし、飲酒の状況や運転に至る経緯は、情状に関する事実ではあるものの、その重要性は高くない。本件のような酒気帯び運転については、事故を起こしたか否か、運転していた距離、呼気中のアルコール濃度といった客観的事実を基礎として、検察官の終局処分や裁判における量刑が決められるという傾向があるからである。

よって、被疑者に罪証隠滅の可能性はない。

4　勤務先社長の身元引受書、父親の協力約束及び被疑者の誓約書

（1）被疑者は、後記の通り、土木作業員として稼働しているものであるが、勤務先の社長は、被疑者に対して罪証隠滅行為をさせない旨誓約している。

（2）被疑者は、自宅において両親と同居しているものであるが、被疑者の両親も、同様に逃亡や罪証隠滅行為を防止するよう協力する旨誓約している。

（3）そしてまた、被疑者自身もまたこれらの行為に及ばない旨誓約している。

　5　結論

以上から、本件では２号事由は存在しない。

第3　３号事由

1　被疑者は、上記の通り、本件当時、土木作業員として稼働していた。被疑者の勤務態度は真面目で良好であり、勤務先の社長によれば、引き続き被疑者を雇用する意向を有している。

2　被疑者の両親及び勤務先の社長は、被疑者について逃亡し、または逃亡すると疑われるような行為はさせない旨、及び取り調べへの出頭確保に協力する旨誓約している。

何より、被疑者自身もこれらの行為に及ばない旨を誓約している。

3　被疑者が、これらの安定した勤務先や家族などを顧みずに逃走に及ぶことなどおよそ考え難い。

　　以上から、３号事由は存在しない。

第4　小括

よって、法60条各号所定の事由がいずれも認めらないため、本件は勾留の理由を欠くものである。

第5 勾留の必要性

　1　総説

仮に、百歩譲って勾留の理由が認められたとしても、本件では以下の通り、勾留の必要性を欠くから、被疑者には勾留は認められない。

　2　勾留の必要性に関する法解釈

勾留の必要性について刑訴法は明文の規定を置いていないものの、勾留の理由とは別途に勾留の必要性が要件として存在し、勾留の理由があっても勾留の必要性がない場合には勾留請求を却下すべきとの見解は裁判例においても確立しており、前掲最決平成26.11.17及び最決平成27.10.22もこのことを当然の前提としている。

勾留の必要性を判断するに当たっては、被疑者勾留による公益的利益と、これによって被疑者が被る不利益とを比較衡量し、被疑者勾留が相当か否かを判断することが求められる。具体的には、勾留理由の認められる程度、事案の軽重、逮捕時間内での事件処理の可能性、前科前歴の有無、被害者との示談の状況、勾留による不利益の程度、身柄引受人の存在等が挙げられる（安藤範樹『勾留請求に対する判断の在り方について』刑事法ジャーナル40号11頁以下参照）。

3　本件における検討

（1）本件において、刑訴法60条各号の事由がないことは既に述べた通りであるが、仮にこれが認められたとしても（1号については認める余地はない）、逃亡のおそれについても罪証隠滅のおそれについても極めて少ないものである。

（2）本件は道交法違反（酒気帯び運転）及び過失運転致傷であり、その法定刑は前者が3年以下の懲役又は50万円以下の罰金、後者が7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金（軽微な障害の場合は任意的免除）であるから、軽微な犯罪である。従って、非行による保護処分歴のない被疑者については、予想される処分がそこまで重いものになるとは思われない。

（3）本件の証拠構造はすでに述べたように単純なものであり、類型的に証拠隠滅の対象となり得る証拠に乏しい事案である。

（4）被疑者は上記の通り、土木作業員として勤務しているものであるが、身体拘束が長引けば職場を解雇されてしまう可能性もある。

（5）本件で、関係者に対する働きかけが、罪体や重要な情状の立証において重要な意味を持たないことは既に述べたとおりである。

（6）被疑者は、過失運転致傷での立件が今後なされることも考慮して、事故の相手とは、弁護人を通じて示談交渉を行っていくつもりである。

（7）被疑者は、現在17歳の少年であり、身体拘束によって心身に及ぼす悪影響は、成人に比べて大である。

（8）被疑者の両親及び勤務先の社長は、いずれも被疑者の出頭確保、罪証隠滅防止に協力する旨誓約している。

4　類似の裁判例

（略）

　5　結語

以上より、本件においては勾留の必要性が認められない。またこれらの事情を総合するに、本件では少年に対して勾留状を発布すべきやむを得ない場合にもあたらないことは当然である。

第6　「やむを得ない場合」（少年法48条1項）及び勾留場所について

1　やむを得ない場合の判断基準

少年に対する勾留については、検察官は、やむを得ない場合でなければ勾留を請求することができず（少年法43条3項）、裁判官は、やむを得ない場合でなければ勾留状を発することができない（少年法48条1項）とされている。その趣旨は、少年が人格の発展途上にあり、成人に比べて心身共に未発達であり、被影響性が強いため、勾留により心理的、肉体的に悪影響を受けるおそれが高く、また、一般に勾留に用いられる警察署の留置施設が、少年の前記特性に照らして望ましい施設とは言いがたいことにあるものと解される（足立拓人「少年法48条1項の『やむを得ない場合』　の意義」別冊判例タイムズ35　令状に関する理論と実務Ⅱ　194頁）。

具体的には、少年鑑別所の施設上の理由、少年の個人的事由（年齢や非行歴等）、事件の性質、捜査遂行上の必要性等を考慮して、勾留により少年の心身に生ずる可能性のある悪影響を考慮してもなお、捜査遂行上、少年を勾留する必要性が優先すると認められるような事情がある場合に限って、やむを得ない場合に該当するものと解するのが相当である。

2　本件の検討

本件に付いてみると、昨今の少年事件の件数減から、少年鑑別所の収容能力には十分な余裕があるものと考えられる。また少年は本件当時17歳で特段の非行歴もないから、成人同様に取り扱っても心身に及ぼす弊害が少ないとは到底いえない。また本件は原則逆送事件や裁判員裁判対象事件などの重大事件ではなく、証拠構造も比較的単純で、勾留の延長をしなければ捜査を終了させることができないような複雑な事案でもない。

従って、本件では、仮に少年に対する身体拘束自体がやむを得ないと判断される場合でも、「やむを得ない場合」（少年法48条1項）にはあたらない。従って、万一、身体拘束がなされる場合でも、勾留ではなく勾留に代わる観護措置が選択されるべき筋合いである。

3　勾留場所

また百歩譲って勾留がなされる場合であっても、勾留場所は警察署ではなく少年鑑別所とすべきものである。福岡地決平成2.2.16家月42巻5号122頁は、「少年である被疑者の勾留場所については、少年法の法意を尊重しつつ、勾留場所が少年の成育に及ぼす影響や、被疑者及び弁護人の防禦権の行使と勾留後における捜査の必要との調和を考慮の上、個々の事案に則して決定すべきものと解される。」とした上で、17歳の少年が7歳の男児を誘拐した上、わいせつ行為に及んだ末に殺害したという事案について、勾留場所を少年鑑別所とした原決定に対する検察官の準抗告を棄却した事例である。同裁判例の事案に比較しても、本件はいわゆる代用監獄に収容して捜査を実施すべき要請は低いものと言わなければならないから、勾留状を発すること自体がやむを得ない場合であっても、勾留場所については少年鑑別所とすべきものである。

第7　結論

以上を総合するに、本件では、勾留の理由、必要性ともに認められないから、これが認められることを前提に被疑者に対して勾留決定を行った原決定は違法であり、速やかに取り消されなければならない。

以 上

疎明資料

資料1　　被疑者本人の誓約書

資料2 　勤務先社長の身元引受書

資料3　　被疑者父の身元引受書

資料4　　被疑者母の身元引受書

資料5 以下略